

長野県バドミントン協会

ハラスメント防止規程

(正式規程)

本規程の目的

長野県バドミントン協会に関わるすべての者が、いかなる立場においてもハラスメントのない安全・安心な環境でスポーツ活動に参加できるよう、協会としての防止措置・対応手順・制裁基準を定める。

制定：令和7年度 長野県バドミントン協会 理事会

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、長野県バドミントン協会（以下「本協会」という）に登録・所属するすべての選手、指導者、役員、保護者その他関係者（以下「関係者」という）を対象として、ハラスメントの防止と適切な対応を定め、健全なスポーツ環境を実現することを目的とする。

第2条（定義）

本規程において、「ハラスメント」とは以下の行為をいう。

種別	定義
パワーハラスメント	職務上・指導上の優越的な立場を利用して、相手の権利・尊厳を侵害する言動
セクシャルハラスメント	性的な言動により相手に不快感・不利益を与える行為
アカデミックハラスメント	指導的立場を利用した不当な圧力・差別的扱い
マタニティハラスメント	妊娠・出産・育児を理由とした不当な扱い
活動制限ハラスメント	他チームへの練習参加禁止・誓約書の強制など、選手の活動の自由を

不当に制限する行為

第3条（適用範囲）

本規程は、本協会に登録・加盟するすべての団体・個人（指導者・選手・保護者・役員・スタッフ等）に適用する。行為が大会・練習・合宿・移動中・SNS等いかなる場所・媒体で行われた場合も対象とする。

第4条（協会の責務）

- ハラスメントの防止に向けた方針の策定・周知
- 相談・申告窓口の設置・運営
- ハラスメント防止に関する教育・研修の実施
- 申告があった場合の迅速・公正な調査と対応
- 申告者・被害者の不利益取扱いの禁止

第2章 禁止行為

第5条（禁止行為の定義）

以下の行為は本規程における禁止行為とする。

（1）パワーハラスメント

- 暴力・身体的接触による制裁
- 人格を否定する言動・罵倒・侮辱
- 過度または不当な指導上の強制
- 集団での排除・無視
- 選手の意思に反した長時間・過度な練習の強制

（2）活動制限ハラスメント（特に重要）

以下の行為は、選手の基本的権利を侵害する「活動制限ハラスメント」として、**本協会は特に厳格に対処する。**

- 他チームへの練習参加（出稽古）を口頭または書面で禁止・制限すること
- 「他チームに練習に行かない」旨の誓約書・念書・同意書等への署名を求めること
- 出稽古を行ったことを理由に、チーム活動への参加や大会出場を不利益に扱うこと
- 同調圧力・雰囲気を用いて上記を事実上強制すること
- 退団を示唆・強要するなど、不当な圧力をかけること

※ 誓約書等に選手・保護者が署名した場合であっても、任意性のない強制的な署名は法的効力を有さない。また、署名の有無にかかわらず、強制行為そのものが本規程の違反となる。

(3) セクシャルハラスメント

- 性的な言動・冗談・不必要な身体接触
- 性的な画像・動画の送付・掲示
- 交際・性的関係の強要

(4) その他のハラスメント

- SNS・メッセージアプリを通じた誹謗・中傷・プライバシー侵害
- 人種・性別・障害・家庭環境等を理由とした差別的扱い
- 保護者に対する不当な圧力・脅迫的言動

第3章 相談・申告制度

第6条（相談・申告窓口）

本協会は、以下の相談・申告窓口を設置する。

窓口種別	内容・連絡先
協会事務局窓口	協会事務局（メール・郵便・持参）にて受付。担当：競技委員長
競技委員会窓口	競技委員会委員長または指名委員が対応
外部相談窓口	長野県スポーツ協会ハラスメント相談窓口（外部機関）

相談・申告は口頭・書面いずれも受け付ける。書面の場合は所定の「ハラスメント申告書」を使用することを推奨する（任意）。

第7条（申告者・被害者の保護）

- 申告者・相談者・被害者の個人情報、調査に必要な範囲を除き、外部に一切開示しない。
- 申告・相談・証言を行ったことを理由とした不利益取扱い（報復）を禁止する。
- 報復行為が確認された場合、別途厳正な措置を行う。
- 申告者が未成年の場合は、保護者の同意を得た上で対応する（ただし保護者が加害者の場合はこの限りでない）。

第8条（協会の初期対応）

1. 相談・申告を受け付けた者は、速やかに競技委員長・小学生登録担当・中体連登録担当に報告する（受付から48時間以内）。
2. 事務局長は、受付から7日以内に、調査の要否・緊急対応の必要性を判断する。
3. 被害者の安全確保が必要な場合は、調査前であっても暫定的な措置（当事者の分離等）を講じることができる。
4. 申告者・被害者への連絡・経過報告を定期的に行う（少なくとも2週間に1回）。

第4章 調査手順

第9条（調査委員会）

ハラスメントの申告があった場合、以下の構成で調査委員会を設置する。

役割	要件・人数
委員長	理事（当事者と利害関係のない者）1名
委員	理事または外部有識者（当事者と利害関係のない者）2名以上
記録担当	事務局員1名（議事録作成・書類管理）
外部アドバイザー	必要に応じて弁護士・臨床心理士等を招聘できる

加害者または被害者と直接の利害関係を有する者は委員から除外する。

第10条（調査の手順）

段階	内容・期限
① 受理・記録	申告内容を文書に記録し、調査委員会を設置する（受理から14日以内）
② 事実確認	被害者・申告者へのヒアリング（同意を得た上で実施）
③ 被申告者確認	被申告者（加害者）への事実確認・弁明の機会付与
④ 関係者確認	必要に応じて目撃者・関係者へのヒアリング
⑤ 証拠収集	メッセージ・書面・録音等の証拠を収集・保全する
⑥ 認定	事実認定を行い、ハラスメントの有無・種別・重大性を判断する（受理から60日以内）
⑦ 結果通知	被害者・申告者・被申告者に調査結果を書面で通知する

第11条（調査における原則）

- 被害者・申告者の二次被害防止を最優先とする。
- すべての関係者に対し、公正・中立な姿勢で対応する。
- 調査中の情報は調査委員会内に限定し、外部への漏洩を禁止する。
- 調査委員は、調査に関する守秘義務を負う（調査終了後も同様）。

第5章 制裁規定

第12条（制裁の種類）

ハラスメントが認定された場合、その重大性に依り以下の制裁措置を行う。

区分	主な対象行為	制裁措置	補足
軽微	不適切な言動（故意なし） 活動制限の軽微な事例	厳重注意・書面指導 再発防止研修の受講	本人の反省・改善意欲がある場合
中程度	継続的な言動上の圧力 誓約書強制の軽微事例	役職・指導者資格の停止（3ヶ月以内） 大会関与の停止	再犯時は区分を引き上げる
重大	暴力・活動制限の悪質事例 組織的なハラスメント行為	指導者資格の停止（3～12ヶ月） 協会役職の解任	被害者への謝罪・補償を条件とすることができる
最重大	性的暴行・暴力による傷害 悪質・反復・組織的行為	指導者登録の永久取消 協会除名・法的措置の検討	刑事事案は捜査機関への通報を行う

第13条（制裁の決定手続）

5. 調査委員会が事実認定の報告書を理事会へ提出する。
6. 理事会は報告書に基づき、制裁区分の決定を行う（報告受理から21日以内）。
7. 制裁決定は、被申告者・当該チームに書面で通知する。
8. 制裁内容は必要に応じて関係機関（日本バドミントン協会・県スポーツ協会等）に報告する。

第14条（不服申立て）

制裁措置の通知を受けた者は、通知受領から21日以内に書面で不服申立てができる。

- 不服申立委員会（理事3名以上、調査委員を除く）が審査を行う。
- 審査は申立受理から35日以内に完了し、結果を書面で通知する。
- 不服申立て中は、制裁措置の執行を一時停止することができる（理事会判断）。

第6章 再発防止・教育

第15条（研修・教育）

- 本協会は、指導者登録更新時にハラスメント防止研修の受講を義務付ける。
- 新規指導者登録時は、本規程の内容について説明・確認を行う。
- 年1回以上、保護者・選手向けのハラスメント防止啓発を行う。

第16条（環境整備）

- 相談・申告しやすい組織文化の醸成に努める。
- ハラスメントの予防・対処に関する情報を協会ウェブサイト等で公開する。
- 相談窓口の連絡先を、全チームの登録者に毎年度周知する。

第7章 附則

第17条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。

第18条（施行日）

本規程は、令和7年4月1日より施行する。

第19条（準拠）

本規程に定めのない事項については、公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツにおけるハラスメント相談窓口設置・運営ガイドライン」、および関連法令に準拠する。

長野県バドミントン協会 理事会 制定
令和7年4月1日 施行